



春の交通安全県民運動 実施中

▼実施期間 5月11日(月)
5月20日(水)

5月20日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」

交通安全「やさしさ」をのせて走ろう「白鷹路」みんなで交通事故防止に努めましょう。

5月は「自転車利用者に対する指導啓発強化月間」

「自転車の交通規則を」

しっかり守り安全運転を

6月1日から危険なルール違反をくり返すと、「自転車運転者講習」の受講を受けることとなります。

対象となる危険行為

- ①信号無視 ②遮断踏切立ち入り ③指定場所一時不停止等 ④歩道通行時の通行方法違反 ⑤制動装置(ブレーキ)不備の自転車の運転
- ⑥酒酔い運転 ⑦通行禁止違反 ⑧歩行者用道路における車



自転車安全利用五則

- 一 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 二 車道は左側を通行
- 三 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 四 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
- 五 子どもはヘルメットを着用

両の義務違反 ⑨通行区分違反 ⑩路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ⑪交差点安全進行義務違反等 ⑫交差点優先車妨害等 ⑬環状交差点安全進行義務違反 ⑭安全運転義務違反

◆受講命令に違反した場合：5万円以下の罰金

⑮歩道利用について
・普通自転車の歩道通行可の標識がある場合は歩道に乗ることができません。
・13歳未満と70歳以上の方はすべての歩道に乗ることができませんので、安全のために歩道を乗りましょう。

⑯次の行為は禁止となっています。
・傘差し運転、携帯等を使用しながらの運転はできません。
・両耳にヘッドホン等を使用して音楽等を聴きながらの運転はできません。

事故のない安全な自転車利用をお願いいたします。
☆ご紹介
◎長井地区地域交通安全活動推進委員
蚕桑 金田捷夫 氏
鷹山 小川 功 氏

◎高齢者交通安全指導員
荒砥 吉田源三郎 氏
交通安全活動にご協力いただきます。

■問い合わせ
町民課くらし環境係

長井警察署 ☎85-6131
白鷹西駐在所 ☎84-0110
白鷹東駐在所 ☎85-2029
☎85-2046

白鷹町認知症高齢者見守りネットワーク

見守り 支え合い

お年寄りが地域で安心・安全に暮らせるよう応援します

認知症・介護に関するご相談は
地域包括支援センター Tel.86-0112

高齢者の安心、安全を支える事業を紹介します。

【高齢者運転免許証 自主返納支援事業】

認知症により運転免許証を自主返納した高齢者に対し、タクシー利用助成券(基本料金×24枚綴)を交付します。対象：65歳以上で認知症により介護認定を受けている方。(平成27年4月1日以降運転免許証を返納した方が対象になります。)

費用：無料

【白鷹町徘徊高齢者支援事業 (おでかけ見守り事前登録事業)】

認知症高齢者の方が、徘徊などで家に戻れなくなったり、行方不明になったとき、早期に発見できるように、高齢者の方の情報を事前に登録して長井警察署と連携を図り、高齢者の安全確保と家族支援を図ります。

対象：在宅で生活する高齢者で、認知症等により徘徊や行方不明になるおそれのある方とその家族

登録方法：地域包括支援センター係、もしくは担当ケアマネジャーに連絡してください。地域包括支援センター係の職員がご自宅にお伺いします。

行方がわからなくなったとき：ご家族は長井警察署に連絡してください。町では長井警察署に高齢者ご本人の登録情報を提供します。

■問い合わせ
健康福祉課地域包括支援センター ☎86-0112